

令和4年度 北谷町地域公共交通活性化協議会 収入支出決算書

収入合計	5,083,760円
支出合計	5,083,760円
差引残高	0円

【収入の部】

(単位：円)

項目	当初予算額	収入済額	比較	説明
1 負担金	1,000	0	△1,000	
1 負担金	1,000	0	△1,000	
2 補助金	5,687,000	5,083,760	△603,240	
1 補助金	5,687,000	5,083,760	△603,240	北谷町3,669,260円 国庫補助1,414,500円
3 繰越金	1,000	0	△1,000	
1 繰越金	1,000	0	△1,000	
4 諸収入	1,000	0	△1,000	
1 諸収入	1,000	0	△1,000	
合計	5,690,000	5,083,760	△606,240	

【支出の部】

項目	当初予算額	支出済額	比較	説明
1 事務費	30,000	1,760	△28,240	
1 事務費	30,000	1,760	△28,240	振込手数料
2 事業費	5,657,000	5,082,000	△575,000	
1 報酬	474,000	0	△474,000	
2 旅費	101,000	0	△101,000	
3 委託費	5,082,000	5,082,000	0	地域公共交通計画策定業務
3 予備費	3,000	0	△3,000	
1 予備費	3,000	0	△3,000	
合計	5,690,000	5,083,760	△606,240	

監査報告

令和 4 年度北谷町地域公共交通活性化協議会収入支出決算書について、関係帳簿並びに証拠書類、預金通帳等について、詳細に監査した結果、適正に執行されたものと認める。

令和 5 年 5 月 17 日

北谷町会計課長

監査委員 北谷 正典 

令和5年度 北谷町地域公共交通活性化協議会 予算書

歳入合計	343,000円
歳出合計	343,000円
差引残額	0円

【歳入の部】

(単位：円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 負担金	1,000	1,000	0	
1 負担金	1,000	1,000	0	費目存置
2 補助金	340,000	5,687,000	△5,347,000	
1 補助金	340,000	5,687,000	△5,347,000	北谷町340,000円
3 繰越金	1,000	1,000	0	
1 繰越金	1,000	1,000	0	費目存置
4 諸収入	1,000	1,000	0	
1 諸収入	1,000	1,000	0	費目存置
合計	343,000	5,690,000	△5,347,000	

【歳出の部】

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 事務費	51,000	30,000	21,000	
1 事務費	51,000	30,000	21,000	振込手数料
2 事業費	289,000	5,657,000	△5,368,000	
1 報酬	237,000	474,000	△237,000	7,000円×1人×3回 4,000円×18人×3回
2 旅費	51,000	101,000	△50,000	
3 委託費	1,000	5,082,000	△5,081,000	費目存置
3 予備費	3,000	3,000	0	
1 予備費	3,000	3,000	0	費目存置
合計	343,000	5,690,000	△5,347,000	

北谷町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

北谷町地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

第 2 条中「字桑江 2 2 6 番地」を「桑江一丁目 1 番 1 号」に改める。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

北地 5 番 号
令和 5 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 北谷町地域公共交通活性化協議会
住 所 北谷町桑江一丁目 1 番 1 号
代 表 者 会長 仲松 明

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

(名称) 北谷町公共交通活性化協議会

<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p>
<p>北谷町は、沖縄本島中部の西側に位置し、県都那覇市から約16kmの距離にあり、北は嘉手納町、東は沖縄市と北中城村、南は宜野湾市に隣接し、西側は全面が東シナ海に面している。東西約4.3km、南北約6.0kmのほぼ長方形をなし、面積は13.91km²で、そのうち約53.3%は駐留軍用地となっている。町の西部にあたる海浜部は平坦な低地で、中央部から東部にかけての内陸部は全体的に緩やかな丘陵地となっている。</p> <p>バス路線については、国道58号を運行し、那覇市、名護市、読谷村など周辺市町村との移動を可能とする、名護西空港線を軸としている。バス停は町内全域に点在しているもののバス停から離れた地区や丘陵地である内陸部に住む高齢者等はバス停までアクセスに不便を感じている。コミュニティバスはこの幹線交通に通じる支線の役割を果たしており、公共交通空白不便地域の改善、解消を目的としている。また、大規模商店や役場等の日常生活機能を担う施設への移動手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>しかしながら、公共交通空白地域等の解消と公共交通体系の維持・確保のため、町の財政負担だけでは、コミュニティバスの維持が難しく、地域公共交通確保維持事業の活用により、生活交通手段を確保・維持する必要がある。</p> <p>(北谷町地域公共交通計画 P 7 1)</p>
<p>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・北谷町コミュニティバス1日平均利用者数を令和9年度までに80人/日 ・北谷町コミュニティバス収支率を令和9年度までに20%以上 ・北谷町コミュニティバス認知度を令和9年度までに75% ・北谷町コミュニティバス利用者満足度を令和9年度までに80% <p>(北谷町地域公共交通計画 P 8 6 参照)</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>北谷町コミュニティバスを維持することにより、広域・幹線公共交通を補完し公共交通空白地域の解消を図りつつ、町内のアクセスを担うことで、健康増進及び生きがいづくりに不可欠な生活交通手段の確保・維持につながる。</p> <p>(北谷町地域公共交通計画 P 6 6 参照)</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・北谷町コミュニティバスの再編(北谷町) ・バス利用における環境整備(北谷町、路線バス事業者) ・運行情報提供の充実(北谷町) ・新たな需要創出に向けた公共交通の利用啓発に関する取組の実施(北谷町) <p>(北谷町地域公共交通計画 P 7 5 参照)</p>

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る北谷町コミュニティバス（C-B U S）について、その運行に係る費用総額 19,032,360 円のうち、北谷町から北谷町公共交通活性化協議会への補助金については、運行収入および国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。 ・町民アンケート調査（郵送配布、郵送回収） ・北谷町コミュニティバス登録者アンケート調査（郵送配布、郵送回収） <p>（北谷町地域公共交通計画 P 8 8 参照）</p>
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし

(2) 事業の効果		
該当なし		
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】		
該当なし		
18. 協議会の開催状況と主な議論		
北谷町地域公共交通活性化協議会の開催概要		
	開催日時	主な議題
第1回 活性化協議会	令和4年11月11日(金) 10時00分～	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の現状の把握及び整理について ・北谷町地域公共交通計画の策定のスケジュールについて ・北谷町地域公共交通計画に係る町民等意向の把握調査について
第2回 活性化協議会	令和5年1月12日(木) 14時00分～	<ul style="list-style-type: none"> ・北谷町地域公共交通計画(素案)について
第3回 活性化協議会	令和5年3月14日(火) 10時00分～	<ul style="list-style-type: none"> ・北谷町地域公共交通計画(案) ・パブリックコメントの結果報告について
第4回 活性化協議会	令和5年5月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業の活用について ・令和5年度コミュニティバス北谷町運行計画の一部変更について
(北谷町地域公共交通計画 P89参照)		

19. 利用者等の意見の反映状況

平成 26 年 9 月 町民アンケート調査、観光客アンケート調査、町内団体ヒアリング調査、各関係機関へのアンケート調査を実施。コミュニティバス導入の基礎資料として活用。

平成 28 年 1 月 観光客ヒアリング調査、宿泊施設アンケート調査、団体ヒアリング調査を実施。コミュニティバス運行実施計画の決定および実証運行準備に活用。

平成 29 年 10 月 利用者アンケート調査、町民アンケート調査、観光客アンケート調査を実施。運行ルート・バス停の設置場所見直に活用。

平成 30 年 9 月 利用者アンケートを実施。評価基準の可否と運行により期待される波及効果が発揮できているかどうか効果検証を行い、引き続き実証運行を継続。

令和元年 11 月 町民アンケート調査、利用者アンケート調査、運行事業者、関係団体アンケート調査を実施。北谷町コミュニティバスの利用状況や、交通ニーズ等を把握し、北谷町地域公共交通網形成計画（案）の策定および地域に適した新たな公共交通システムの検討に活用。

令和 2 年 11 月 調査員がバスへ乗車し利用者にヒアリングしアンケート調査を実施。コミュニティバスの満足度等を調査し事業評価へ活用

令和 3 年 11 月 利用者アンケート調査を実施。運行サービスの満足度、期待される波及効果などを把握した。

令和 4 年 2 月 事業者へヒアリングを実施。デマンド型運行に対する評価を把握した。

令和 4 年 11 月 町民アンケート調査、民生委員・児童委員アンケート調査、高校生アンケート調査、交通事業者・関係団体等アンケート調査を実施。公共交通の問題点・課題を整理し北谷町地域公共交通計画の策定に活用。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目 1 番 1 号

(所 属) 北谷町総務部企画財政課企画調整係

(氏 名) 比嘉 洸

(電 話) 098-936-1234

(e-mail) higa.kou@chatan.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダー系統)

年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	計画 運行 日数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
北谷町	事業者未定	(1) 北谷町コミュニティ バス		北谷 町		往 km 復 km	11160回	310日			②(1)	②	
		(2)				往 km 復 km	回	日					
		(3)				往 km 復 km	回	日					
		(4)				往 km 復 km	回	日					
		(5)				往 km 復 km	回	日					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運送予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

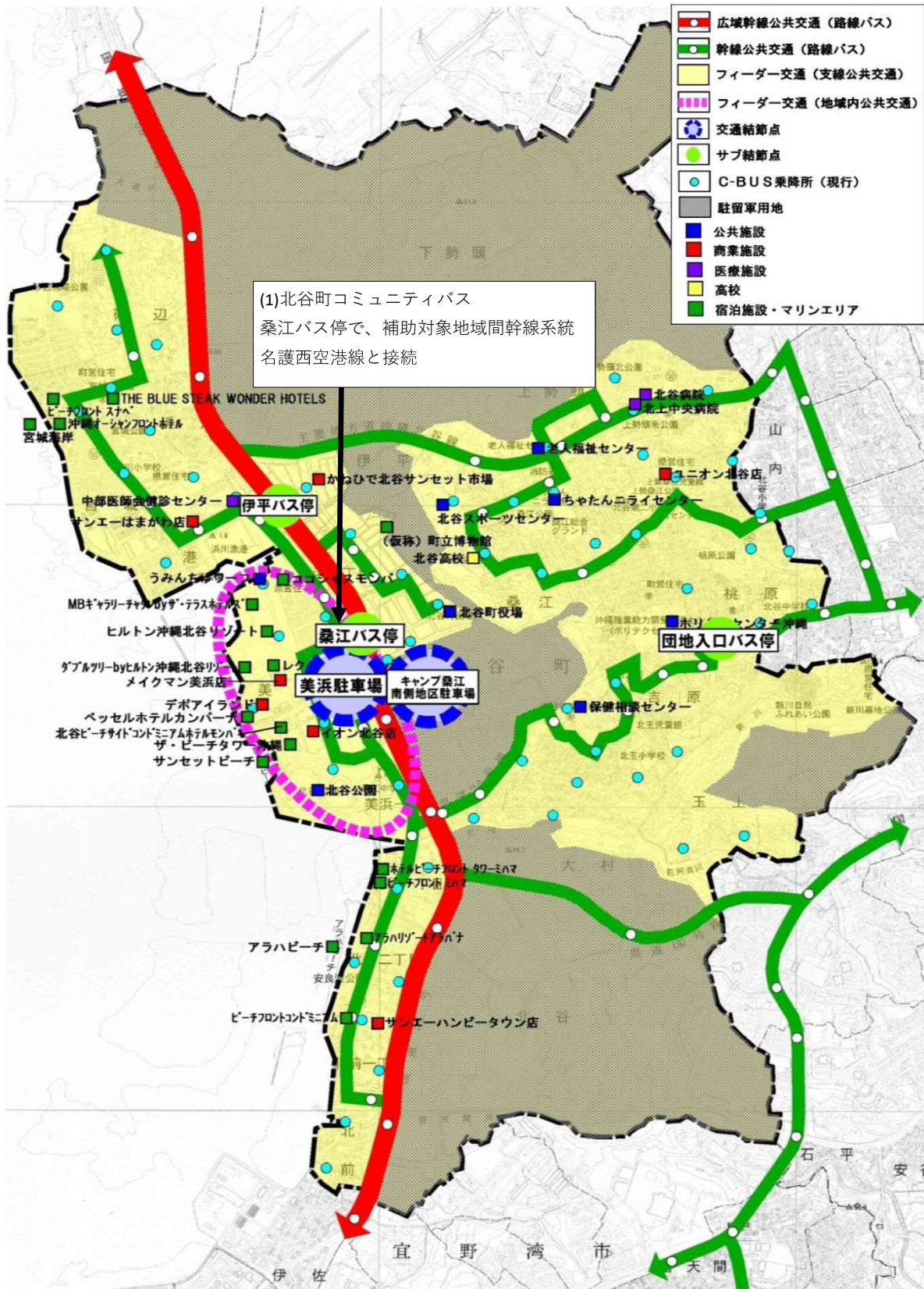


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	北谷町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	7,760
交通不便地域等	28,201

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
28,201	北谷町	沖縄振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
北谷町地域公共交通計画	令和5年3月31日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

運行計画（案）の一部変更について

令和 5 年 9 月までの準備期間と、令和 5 年 10 月から実施する条件付き本格運行について、ミーティングポイントを 1 箇所追加し、以下の運行計画（案）とする。

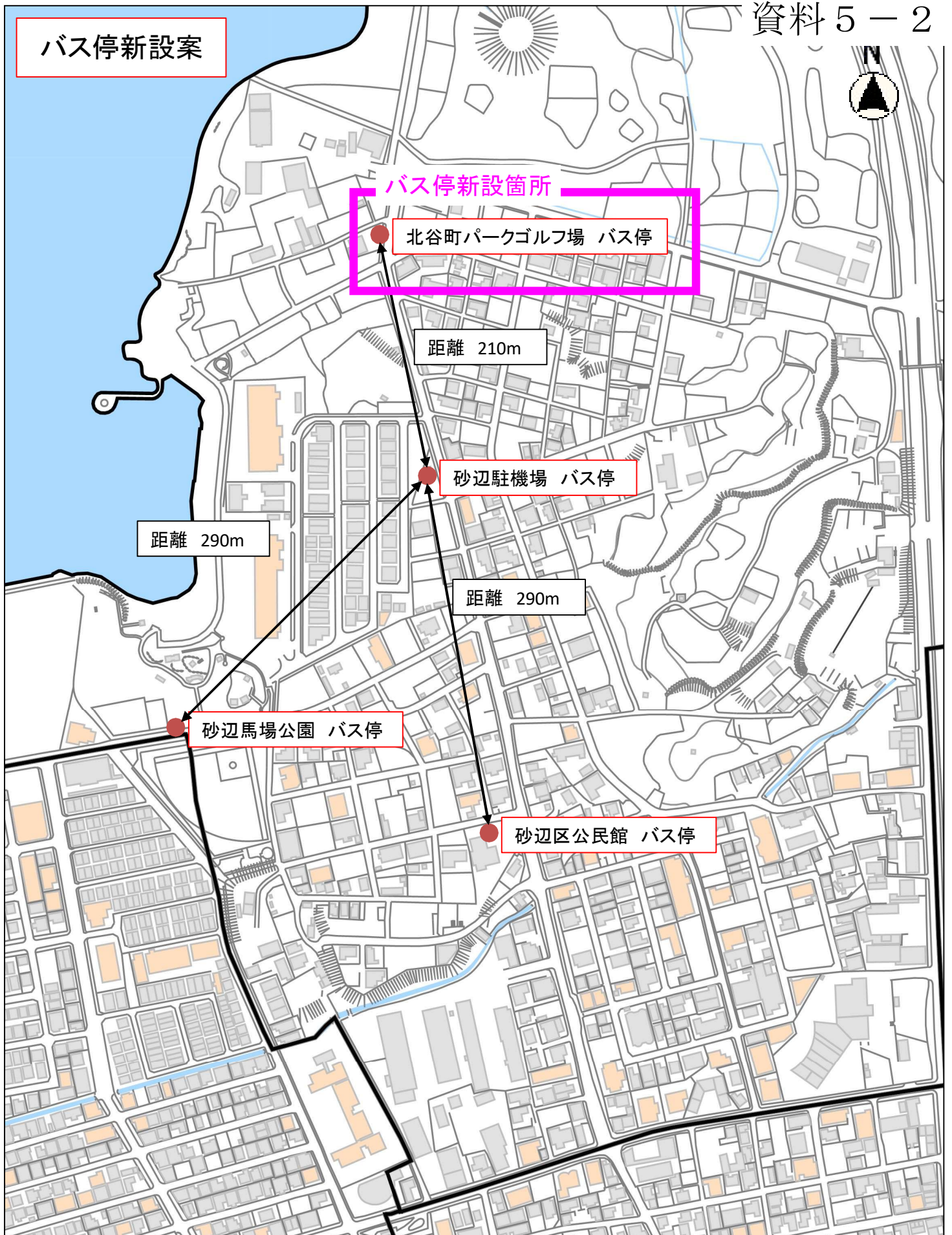
今回追記・見直した事項は、赤字下線記載。

■運行計画（案）

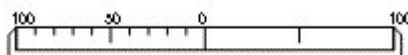
項 目	～R5. 9	R5. 10～
(1) 運行形態	現在の車両によるデマンド型運行【車両定員：12 人】	ワンボックス車両によるデマンド型運行【車両定員：10 人未満】
<u>(2) 運行台数</u>	<u>2 台</u>	<u>2 台</u>
(3) 運行エリア	北谷町全域によるミーティングポイント形式	同左
(4) ミーティングポイント	66 箇所の停留所	北谷団地・砂辺・ <u>パークゴルフ場の 3 箇所</u> に新たなポイントを増設し、 <u>69 箇所</u> の停留所
(5) 利用対象者	北谷町在住の方及び来訪者	同左
(6) 運行日	毎日運行（12 月 30 日～1 月 3 日を除く。）	平日・土曜日のみ運行（12 月 30 日～1 月 3 日、及び慰霊の日を運休とする。）
(7) 運行時間帯	午前 8 時から午後 6 時まで	同左
(8) 予約時間帯	午前 8 時から午後 6 時まで	電話：同左 Web：24 時間（採用システムによる）
(9) 予約方法	電話予約のみ	電話予約及び Web 予約
(10) 基本運賃	200 円	300 円

<p>(11) 運賃割引制度</p>	<p>割引対象者は以下とし、100円で利用可能 ※未就学児は無料（ただし、保護者が同乗する場合に限る）</p>	<p>割引対象者は以下とし、150円で利用可能 ※1歳以上小学生未満は2人目までを無料とし、3人目からは割引運賃とする。1歳未満は無料とする。（ただし、小学生未満は保護者が同乗する場合に限る）</p>
<p>■割引対象者</p> <p>①65歳以上の高齢者の方 ②障害者手帳・療育手帳所持者の方 ③上記の介助者の方 ④運転免許証自主返納者の方 ⑤小学生以下の方</p>		
<p>(12) 回数券</p>	<p>100円券 11枚綴り 1,000円 200円券 11枚綴り 2,000円</p>	<p>150円券 11枚綴り 1,500円 300円券 11枚綴り 3,000円 ※100円券及び200円券の使用は認めるものとする。</p>

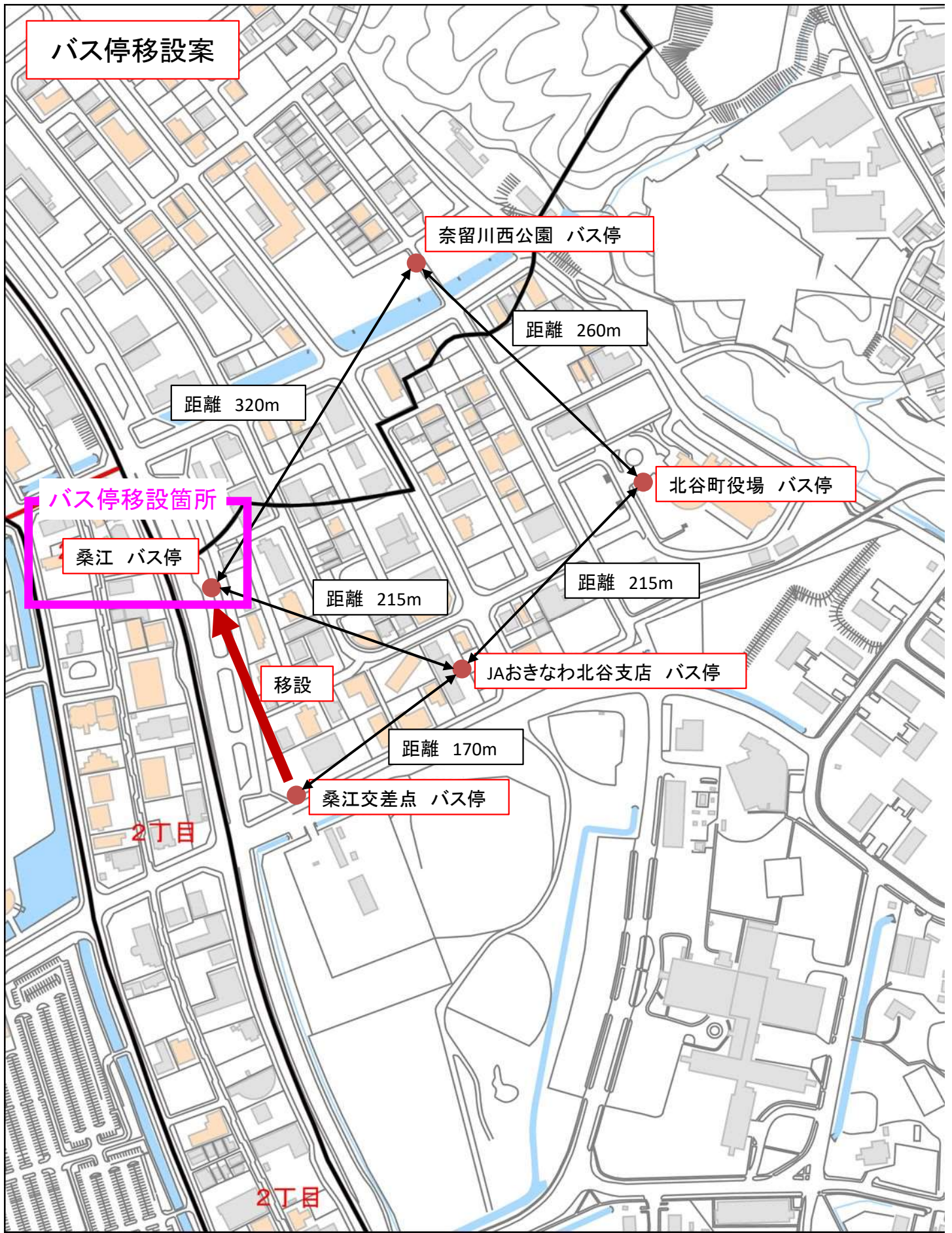
バス停新設案



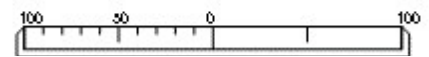
縮尺 1 : 4000







縮尺 1 : 4000







桑江交差点 バス停



重量100kg程度